

ここでは、取得財産等管理明細表の記載例とする便宜上、自動検温サーマルカメラの単価を全て単価550,000円として、記載しています。

様式第15（第14条関係）

取得財産等管理明細表

「単価」が税抜き50万を超える場合に、本様式への記載が必要となります。

補助事業者名：株式会社とちまる製菓

(単位：円)

区分 財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	保管場所	処分制限期間(年)	備考
自動検温サーマルカメラ	〇〇社 ABC-DEF	2台	550,000	1,100,000	R3.9.1	宇都宮直売所	5	
自動検温サーマルカメラ	〇〇社 ABC-DEF	1台	550,000	550,000	R3.9.1	上三川直売所	5	

納品し、検収した日を記載してください。

(注)

- 対象となる取得財産等には、取得年月日、単価、金額、増加価格、処分制限期間を記載してください。  
財産のメーカー名、型番等を記載してください。  
経済産業省が定める「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」を確認の上、該当する処分制限期間を記載してください。  
【参照】(経済産業省ホームページ)  
[https://www.meti.go.jp/information\\_2/publicoffer/org\\_daijin\\_kaikei2.html](https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/org_daijin_kaikei2.html)
- 取得年月日は、検査を行う場合は検収年月日を記載のこと。